

京都市告示第56号

京都市伝統産業振興館条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市伝統産業振興館の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の名称	所在地	受託する事務の範囲
京都伝統産業青年会	京都市下京区 四条通西洞院 東入郭巨山町 11番地	1 条例第4条に規定する使用許可に関する事。 2 振興館の設置目的に従った利用に供すること。 3 振興館の施設、設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、振興館の管理等に関し、市長が必要と認める事項。

(産業観光局商工部伝統産業課)